

【論点 1】 条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。

県が締結する契約に関する条例	考え方・県の取組等	社会情勢・他県の状況等	審議会における意見																								
<p>(第 2 条) 【県契約】 工事の請負に係る契約、県が業務を委託する契約、県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約並びに公の施設の管理に係る協定 【特定県契約】 県契約（役務の提供を受ける契約及び物品を購入する契約を除く。）のうち、第 8 条の規定（特定県契約に係る措置）の適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額の要件に該当するもの ・ 工事請負契約 予定価格 5 億円以上 ・ 業務委託契約 予定価格 3 千万円以上 ・ 指定管理協定 委託料上限額又は委託額 3 千万円以上 【受注者】 県と県契約を締結した者 【特定受注者】 県と特定県契約を締結した者 ※ 条例第 2 条 定義、条例施行規則第 2 条 種類及び金額の要件</p>	<p>【考え方】 県契約審議会において条例施行規則の審議の中でそれぞれの額が決定されたもの。 ○工事請負契約 ・ 下請工事が発生する規模である工事を対象とする。 ・ 特定県契約にかかる報告が円滑に行われることを重視し、本庁発注（予定価格 5 億円以上）の工事を対象。 ・ 報告対象となる契約数の選定（10 件程度）に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額。 ○業務委託契約・指定管理協定 ・ 報告対象となる契約数の選定（業務委託契約 15 件程度、指定管理協定 10 件程度）に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額。</p>	<p>【他県の状況】 <報告を求める契約> ①愛知県 ・ 工事請負契約 6 億円以上 ・ 業務委託契約 1000 万円以上 ②奈良県 ・ 工事請負契約 3 億円以上 ・ 業務委託契約 3000 万円以上 ・ 指定管理協定 3000 万円以上 ※ 地方自治法第 96 条第 5 項及び地方自治法施行令第 121 条の 2 により、予定価格が 5 億円以上の「工事又は製造の請負」については議会の議決を要することとされている。 ※ 奈良県及び愛知県においては、事業者の負担や請負契約件数を考慮し、報告対象となる金額の要件をそれぞれ設定したものである。</p>	<p>【第 2 回岩手県契約審議会】 ・ 特定県契約の範囲については、過去の審議会において審議し決定した経緯もあることから、見直す必要はない。 ・ 工事請負契約の金額については、工事件数の見込みが今後どのように推移していくのか把握したうえで、検討が必要ではないか。</p>																								
論点・検討を深める項目	検 討 事 項		検 討 状 況																								
<p>【論点 1】 条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。 ・ 今後の特定県契約の対象となる工事件数が減少していくとの見込みであるが、これをどのようにとらえるか。 →① [発災前後の議会議決件数] →② [工事請負契約の今後の見込みについて] ・ 特定県契約の範囲については、他県の事例等を参考としつつ、審議いただいたもの。 →③ [業務委託契約及び指定管理協定の件数見込み] →④ [県契約審議会における検討経緯]</p>	<p>① [発災前後の議会議決件数] ・ 東日本大震災津波発災前後の議会議決件数（予定価格 5 億円以上の工事請負契約）の推移は以下の通りである。（資料 3-1）</p> <table border="1" data-bbox="845 1060 1454 1159"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>56</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="845 1192 1454 1291"> <tr> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>62</td> <td>48</td> <td>39</td> <td>23</td> <td>28</td> </tr> </table> <p>※H30 は 2 月議会の議案を含む見込み件数。</p> <p>② [工事請負契約の今後の見込みについて] ・ 国の復興創生期間が平成 32 年度までとされており、現在復興関連工事は同期間内での完了を目指して事業が進められている。震災復旧・復興工事の順次完了に伴って、特定県契約の対象となる 5 億円以上の工事件数についても減少することが想定される。 ・ 平成 31 年度には、5 億円以上の工事は 10 数件程度見込まれているが、その翌年度以降、中期的に工事請負契約の件数を把握することは難しい状況。</p> <p>③ [業務委託契約及び指定管理協定の件数見込み] ・ 業務委託契約及び指定管理協定については、施設の廃止等がない限り、毎年度、同様の契約が行われるため、特定県契約の件数は、これまでと同水準で推移することを見込むもの。</p>	H19	H20	H21	H22	H23	H24	5	0	3	3	6	56	H25	H26	H27	H28	H29	H30	76	62	48	39	23	28	<p>④ [県契約審議会における検討経緯] 特定県契約の範囲については、下記のような事項を踏まえ、報告制度の履行を確保するという観点から、審議会において決定したものであること。 【工事請負契約】 ・ 下請工事が発生する規模である工事を対象とする。 ・ 特定県契約にかかる報告が円滑に行われることを重視し、本庁発注（予定価格 5 億円以上）の工事を対象。 ・ 報告対象となる契約数の選定（10 件程度）に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額。 【業務委託契約・指定管理協定】 ・ 報告対象となる契約数の選定（業務委託契約 15 件程度、指定管理協定 10 件程度）に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額。</p>	<p>特定県契約の範囲については、当面、現状を維持することではどうか。</p> <p>○ 工事請負契約については、平成 31 年度は想定外の契約件数をやや下回る水準を見込んでいるが、平成 32 年度以降は更に減少が見込まれる。 一方、中期的に工事請負契約の件数を把握することは難しい状況である。</p> <p>○ 条例施行規則において規定する特定県契約の要件については、平成 27 年度～平成 28 年度の県契約審議会において、契約件数を一定数以上確保することを念頭において審議決定したものであり、当面はこれを継続し、今後、議会議決件数の推移や工事規模ごとの件数の推移を把握しながら、一定期間後に検討してはどうか。</p> <p>○ 業務委託契約及び指定管理協定においては、報告制度の運用上特に支障はなく、今後も契約件数は維持される見込みである。</p>
H19	H20	H21	H22	H23	H24																						
5	0	3	3	6	56																						
H25	H26	H27	H28	H29	H30																						
76	62	48	39	23	28																						

【論点2】受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。

県が締結する契約に関する条例	考え方・県の取組等	社会情勢・他県の状況等	審議会等からの意見
<p>(第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 最低賃金法（最低賃金以上の賃金支払） 健康保険法（資格取得に係る届出） 厚生年金保険法（資格取得に係る届出） 国民健康保険法（資格取得に係る届出） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（保険関係成立の届出） 雇用保険法（被保険者の届出） <p>(参考)</p> <p>第7条で規定した事項について、第8条で規定する特定県契約に係る報告において遵守状況の報告を求めるもの。</p>	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例第3条に規定する県契約に係る業務に従事する者（以下「従事者」という。）の適正な労働条件の確保を実現するために、遵守しなければならない事項について定めたもの。 契約に係る法令は当然遵守されなければならないものであるが、特に、従事者の労働条件の確保を図る上で基本となる重要な事項であり、かつ、法令遵守の判断基準や遵守状況が明確であること。 これらの事項の遵守状況を確認することにより、条例の実効性を担保することができること。 	<p>【他県の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奈良県では、契約の履行に当たって、次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めている。 <ul style="list-style-type: none"> 最低賃金法（最低賃金以上の賃金支払） 健康保険法（資格取得に係る届出） 厚生年金保険法（資格取得に係る届出） 雇用保険法（被保険者の届出） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（保険関係成立の届出） 愛知県では、特定の法令の遵守を求める事項はない。 奈良県、愛知県ともに、条例改正の動きはないこと。 	<p>【第1回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革推進関連法との関係もあるが、「適切な労働条件の確保」として、労働基準法の改正により、労働時間や勤務条件といったことも含まれてくると思うので考慮願いたい。 <p>【第2回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革関連法による労働時間の法制の見直しについて、どのように捉えるか。 労働安全衛生法の改正による産業医の機能強化等について、加えても良いのではないか。
論点として検討を深める項目	検 討	事 項	検 討 状 況
<p>【論点2】受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県契約に係る法令は、当然遵守されるものであり、特に条例に規定する意義をどう考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> →①〔県契約条例において遵守を求める法律の範囲の考え方〕 →②〔報告制度の運用状況について〕 働き方改革関連法(※)による労働法制の改正についてどのようにとらえるか。 <ul style="list-style-type: none"> →③〔働き方改革関連法の概要について〕 →③-1〔労働基準法の主な改正内容〕 →③-2〔労働安全衛生法の主な改正内容〕 →③-3〔猶予措置等〕 <p>※「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」</p>	<p>①〔県契約条例において遵守を求める法律の範囲の考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例第3条に規定する従事者の適正な労働条件の確保を実現するために、遵守しなければならない事項について定めたもの。 契約に係る法令は当然遵守されなければならないものであるが、特に、従事者の労働条件の確保を図る上で基本となる重要な事項であり、かつ、法令遵守の判断基準や遵守状況が明確であること。 これらの事項の遵守状況を確認することにより、条例の実効性を担保することができること。 <p>②〔報告制度の運用状況について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定県契約に係る報告制度において、賃金支払状況及び社会保険等への加入の有無について確認しており、これまで最低賃金及び社会保険加入について違反の報告はない。 <p>③〔働き方改革関連法の概要について〕</p> <p>平成30年7月6日に「働き方改革関連法」が成立し、平成31年4月1日から順次施行される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革関連法」は、8つの労働関連法（雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）の改正法を指す。 働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制や一定日数の年次休暇取得、産業医の機能強化、勤務間インターバル制度、不合理な待遇差の禁止等の制度改正が行われる。 	<p>③-1〔労働基準法の主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法の改正により、時間外労働の罰則付き上限規制が規定され、原則として上限は月45時間・年360時間とされ、特別な事情がない限りこれを超えることはできない。 特別な事情で、労使が合意する場合であっても、上限として年720時間以内、複数数月平均80時間、月100時間を超えることはできない。 中小企業は平成32年4月1日施行。 <p>③-2〔労働安全衛生法の主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師による面接指導を実施するため、事業者による労働者の労働時間の把握が義務付けられた。 産業医・産業保健機能の強化が図られ、産業医等を選任した事業者は、産業医等に対し、労働時間など労働者の健康管理を行うために必要な情報を提供することが義務付けられた。 労働安全衛生法の施行は、平成31年4月1日。 <p>③-3〔猶予措置等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革関連法は平成31年4月1日以降順次施行されるが、中小企業は猶予が設けられていること。 一部の業種（建設事業、自動車運転業務、医師等）では、時間外労働の上限規制の適用が5年間（平成36年3月31日まで）猶予されている。 	<p>県契約で遵守を求める法律の範囲については、当面、現状を維持することではどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約に関する関係法令は当然遵守されるべきであり、条例第3条及び第5条では、県契約に従事する者の適正な労働条件を確保するよう規定している。これらの規定により受注者に対して労働関係法令の遵守を包括的に求めているもの。 ○ 働き方改革関連法は、時間外労働の上限規制や一定日数の年次休暇取得の義務づけ、産業医の機能強化、不合理な待遇差の禁止等など、多岐にわたる改正が盛り込まれており、国と県では連携して、県内企業への改正内容等の周知・啓発に努めているところ。 ○ 報告対象となる特定県契約のうち、主として工事請負契約に該当する建設業においては、労働基準法改正による時間外労働の上限規制が5年間猶予されている。

【論点3】 特定受注者からの報告事項等は適切か。

県が締結する契約に関する条例	考え方・県の取組等	社会情勢・他県の状況等	審議会等からの意見												
<p>(第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7条で定める事項について、条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる。 知事は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに応じないときなど特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。 公営企業の管理者は、前2項の規定に準じて報告を求め、又は調査を行うことができる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約 予定価格5億円以上 業務委託契約 予定価格3千万円以上 指定管理協定 委託料上限額又は委託額3千万円以上 </div>	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定県契約からガイドライン等に基づき報告を求める契約を選定。 <table border="1" data-bbox="899 342 1412 489"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負契約</td> <td>10件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>業務委託契約</td> <td>10件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>指定管理協定</td> <td>10件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、工事請負契約については、契約後3カ月程度、業務委託契約・指定管理協定については契約後6カ月程度を目安に照会している。 報告事項等については、資料3-3を参照。 ※ 最低賃金及び社会保険等の加入については、違反の報告はなかったもの。 ※ 特定受注者からは、報告事項に係る負担軽減を求める申入等はなかったもの。 		H29年度	H30年度	工事請負契約	10件	11件	業務委託契約	10件	7件	指定管理協定	10件	9件	<p>【他県の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奈良県及び愛知県では、条例に報告制度の規定を設けている。 奈良県では、契約締結から3か月後、以後6か月ごとに報告を求めている。 愛知県では、対象となるすべての契約相手方から報告を求めている。 奈良県、愛知県とも、これまで違反の報告はない。 両県とも、条例制定時には事業者側から事務負担を懸念する意見があった。 <p>【岩手労働局の監督指導結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「監督指導の実施状況(平成29年分)」においては、最低賃金以下の賃金支払に係る違反が発生している(件数は公表されていない)。 	<p>【第1回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革推進関連法などの社会状況の変化等を考慮しながら、特定受注者からの報告の内容の検討が必要。 <p>【第2回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定受注者からの報告については、報告項目を増やすより、対象件数を確保することが重要である。 特定受注者から、現在の報告制度で負担が多いという声は聞こえてきていないが、現状より負担は増すべきではない。
	H29年度	H30年度													
工事請負契約	10件	11件													
業務委託契約	10件	7件													
指定管理協定	10件	9件													
論点として検討を深める項目	検 討	事 項	検 討 状 況												
<p>【論点3】 特定受注者からの報告事項等は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定受注者の負担や、報告内容、時期、回数等は適切か。 <ul style="list-style-type: none"> →① [検討経緯について] 現在の報告制度による、特定受注者等の負担の状況はどうか。 <ul style="list-style-type: none"> →② [条例制定時の事業者等ヒアリング結果] →③ [平成29年度報告対象となった企業からのヒアリング結果] 報告対象とする件数の確保について <ul style="list-style-type: none"> →④ [対象件数の考え方及び選定件数] 	<p>① [検討経緯について]</p> <p>条例制定過程において、以下の項目についても考慮し、報告事項や方法を決定したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告事項等については、事業者や関係団体などの県契約関係業者に対するヒアリングを実施。 特定受注者等の負担を考慮し、証拠書類等の添付は省略。 特に、下請負者からの報告事項等は、下請代金や委託料の積算に利用されないよう、元請が下請負者の賃金体系を把握できない様式としている。 報告対象とする特定受注者の選定に当たって、恣意的にならないよう、ガイドライン等で具体的な手順を定めた。 <p>② [条例制定時の事業者等ヒアリング結果] (県内建設事業者、平成28年度実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常業務で整理した賃金台帳からの記入であれば大変な作業ではないが、元請が下請分を取りまとめる作業はかなりの負担となるので、現場代理人の負担が増えるような様式はやめてほしい。 同業他社に賃金情報を見せることに抵抗がある。下請負者からの賃金額の報告については、給与体系を知られたくない等の反発があるのではないか。 元請よりも専門工事の下請負者の賃金の方が高い場合もあり、次回の契約時に下請負者に係る賃金が抑えられる可能性があるのではないか。 	<p>③ [平成29年度報告対象となった特定受注者からのヒアリング結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社分の報告は賃金台帳からの転記になるので負担はそれほど大きくはないが、下請負者の取りまとめの負担が大きい。 下請負者からの報告取りまとめについては、報告事項が増えると事務負担が増加する。 報告を求める時期については、工事が進むに連れて下請負者の数も増えるので、遅くなればそれだけ事務負担が増加する。(A社の事例：建築系工事。下請負者数70社。) 下請負者からの報告取りまとめに際して、下請負者から難色を示されることはなかった。 <p>④ [対象件数の考え方及び選定件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定県契約の中から、契約金額、種別、契約の履行地域等を踏まえて、工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定ごとに一定数以上の報告対象を選定している。 選定が恣意的にならないようガイドライン等で具体的な手順を定めている。 	<p>特定受注者からの報告事項等については、当面、現状を維持することではどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内では、最低賃金以下の支払事例が発生しているものの、特定受注者からの報告では最低賃金の支払に係る違反の報告はない。 ○ また、社会保険等については、全国調査では未加入の事例が見られるものの、特定受注者からの報告では社会保険等の加入に係る違反の報告はないので、現行の報告制度により実効性が担保されているところ。 ○ 特定受注者からは、現行の報告に係る負担軽減を求める申入等はないので、報告に係る特定受注者の負担は許容範囲内と判断できるが、更に報告事項を増やすと特定受注者の負担が大きくなる。 ○ なお、条例施行規則で定める報告事項については、条例第7条(県契約において遵守を求める法律)に対応するものであり、「論点2」と合わせて議論する必要がある。 												

【論点4】受注者等の責務として報酬下限額を設けるか（賃金条項を設けるか）。

県が締結する契約に関する条例	社会情勢・他県の状況等		審議会等からの意見																								
規定なし	<p>【他県の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬下限額制度については、各県とも規定されていない。 先行自治体の報酬下限額の設定の算定方法にはばらつきがあり、県が独自にエビデンスとなる情報収集を行ったり、合理的な算定根拠を定めたりすることは困難である。(奈良県) 県下全域が対象となるため、各地域間で人口、事業数、就業構造などに差があり、労働者の賃金等労働条件も様々で画一的に設定することは難しい。(奈良県) 賃金は、事業者の給与体系、経営状況、労働者の経験年数、技量、勤務評定など、様々な要因で決定されるものであり、県が一律に定めるものに馴染まない。(愛知県) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、県発注の工事以外にも、国や他の自治体、民間企業等からも受注しており、他の工事に従事する労働者との間で格差を設けるべきではない等、反対意見が多かった。(愛知県) <p>【労働問題懇談会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公契約条例に報酬下限額を盛り込んでいる都道府県がないので、ぜひ取り組んでいただきたい。 建設工事では、工期に間に合わせるために人件費を上げて人を集めることも多い。最低賃金だけでなく最高賃金も上限を設けるなどして欲しい。 	<p>【第1回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連合内では、報酬下限額制度も含めた公契約条例を制定すべきという意見も出ている。 <p>【第2回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働組合の立場として、報酬下限額について前向きに検討をお願いしたいというのが基本的なスタンスであり、ご理解をいただきたい。 賃金は、労使双方の交渉によって決めるというのが原則である。設定する際に、報酬下限額の合理的な根拠を対外的に説明できないのではないかと。賃金条項を規定することは難しいと考える。 																								
考え方・県の取組等																											
<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金条項の規定については、さまざまな考え方や意見があり、集約が困難だと判断し、盛り込まなかったこと。 																											
論点として検討を深める項目	検 討 事 項																										
<p>【論点4】受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金は、労使双方の様々な要因において決定されることとの関係をどのように考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> →①〔労働条件に関する原則〕 →②〔報酬下限額に対する意見〕 →③〔社会情勢の変化について〕 地域の産業構造や賃金水準の実態をどのようにとらえるか。 <ul style="list-style-type: none"> →④〔最低賃金引上げの影響〕 →⑤〔地域の産業構造や賃金水準の実態把握について〕 報酬下限額を設定する場合の根拠はあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> →⑥〔報酬下限額の設定における根拠について〕 →⑦〔特定受注者からの報告結果〕 →⑧〔公共設計労務単価〕 	<p>①〔労働条件に関する原則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法第2条において、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」とされており、労使双方の交渉により決定するのが原則である。 労働条件は、企業の経営状況や社会情勢の変化などの要因に影響を受けるもの。 <p>②〔報酬下限額に対する意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会においては、賃金条項について前向きに検討いただきたい旨の意見や、賃金条項の規定は難しいとの意見が出されている。 労働問題懇談会においても、賃金条項の規定を求める意見や、賃金水準の上限規定を求める意見が出されている。 <p>③〔社会情勢の変化について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「働き方改革実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針）」、「未来投資戦略 2018」において、「最低賃金について、年率3%を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。」とされている。 <p>④〔最低賃金引上げの影響〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の最低賃金の上昇幅は大きくなってきている。 単位：円 <table border="1" data-bbox="875 1633 1454 1747"> <thead> <tr> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>695円</td> <td>716円</td> <td>738円</td> <td>762円</td> </tr> <tr> <td>+17円</td> <td>+21円</td> <td>+22円</td> <td>+24円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 各年の改定後の最低賃金額。下段は対前年上昇額 本県の平成29年度の最低賃金改定により影響を受ける労働者の割合は11.7%とされている。(中央最低賃金審議会の資料) 	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	695円	716円	738円	762円	+17円	+21円	+22円	+24円	<p>⑤〔地域の産業構造や賃金水準の実態把握について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度岩手県市町村民経済計算によると、一人あたり市町村民所得の差は最大で13ポイントある。 ※ 県内市町村の経済水準を表す一つの指標ではあるが、個人の所得水準を表す指標ではない。 県内の産業構造については、県央部では三次産業、沿岸部では二次産業、県北部では一次産業の割合が高く、振興圏ごとに差がある。 <p>⑥〔報酬下限額の設定における根拠について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約に関して、公共工事設計労務単価を勘案して報酬下限額を設定している自治体（市区）が最も多く、その割合は約80～90%となっている。 業務委託契約や指定管理協定に関して、報酬下限額を設定している自治体（市区）においては、地域別最低賃金額、生活保護水準、自治体職員の給与額、当該職務の標準的賃金等を勘案するなど、様々な方法により賃金下限額が算定されている。 なお、公契約条例において、報酬下限額を設定している都道府県は無い。 <p>⑦〔特定受注者からの報告結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定受注者から報告のあった時給のうち元請の最低額は以下のとおり <table border="1" data-bbox="1513 1633 2062 1780"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負契約</td> <td>1,163円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>業務委託契約</td> <td>720円</td> <td>738円</td> </tr> <tr> <td>指定管理協定</td> <td>785円</td> <td>740円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成29年度に賃金支払状況の報告を求めた時期の最低賃金額は716円。 ※ 平成30年度に賃金支払状況の報告を求めた時期の最低賃金額は738円。 	契約の種類	平成29年度	平成30年度	工事請負契約	1,163円	—	業務委託契約	720円	738円	指定管理協定	785円	740円	<p>⑧〔公共工事設計労務単価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事設計労務単価は、公共事業労務費調査に基づいて、都道府県ごと、職種ごとに決定され、工事請負契約の予定価格の積算に用いられる単価。実際の賃金の支払を縛るものではない。 公共工事労務費調査は、農林水産省及び国土交通省が毎年定期的の実施する調査で、1,000万円以上の工事から無作為抽出（H30年度実施：東北1,423件、13,685人）し、賃金の支払実態を把握している。 <p style="text-align: center;">検 討 状 況</p> <p>第1回及び第2回県契約審議会において、報酬下限額については、積極的な意見と消極的な意見両方が述べられている。委員から今後の検討の方向性も含めご意見をいただきたい。</p>
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																						
695円	716円	738円	762円																								
+17円	+21円	+22円	+24円																								
契約の種類	平成29年度	平成30年度																									
工事請負契約	1,163円	—																									
業務委託契約	720円	738円																									
指定管理協定	785円	740円																									